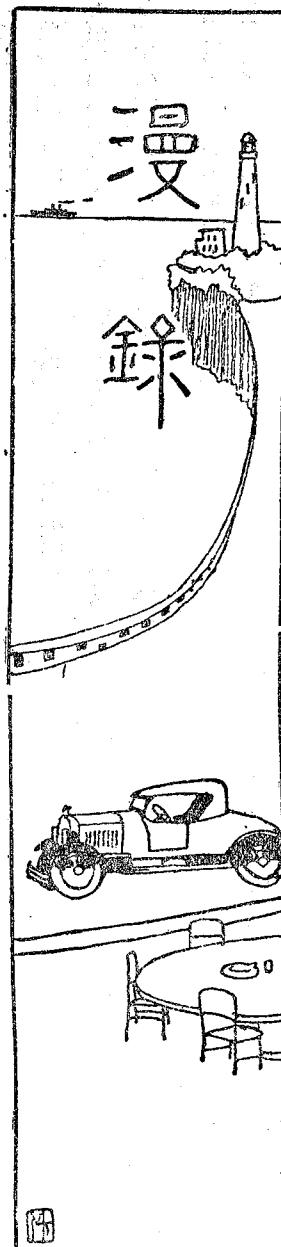


## 日光街道の杉並木

池本泰兒



私が中學二年の頃、私の父は宇都宮に住んでるました。

その時丁度父は自轉車を新調しましたので私は面白くてたまらず、直ぐ自轉車の練習を始めました。ハンドルのところはセルロイドか何かで包んであつた立派なものでありま

したが、私はそれを新しいうちに轉んで早やそのセルロイドをはがしたりしました。父はその時は何とも云ひませんでしたが、私は其の後そのセルロイドのはけたのを見る毎にいつも悪いことをしたと思ひました。

或る日曜日その自轉車で日光へ行くと云つて家を出ました。日光街道を、その並木道を自轉車で走つたのであります

す。行きは平氣でありましたが、日光で餘りゆづくりします。ぎたものですからとうと歸へりの途で日が暮れました。餘り上手でもない自轉車乗りがつかれ切つて、日が暮れて、並木の根につまづきつゝ、昔の徒步者のための道路ですから隨分急な勾配がありそこで轉ぶ、わだちに入り込む、もう散々に閉口しながらその道を走りました。私は一刻も早く歸へらうと、燈もついてゐない自轉車の鈴を鳴らしながら家路に急ぎましたか、家に待つてゐた父は、私がもう夜の八時だと云ふのに歸つて來ないので非常に心配してゐられました。人を頼むやら電話をかけるやらして黙然と考へ込みながら晩酌をしてゐられたのであります。あの日光街道の並木の間を無我夢中で自轉車で駆ける私の事を考へては全くどんなに心配されたであらうかと今でも想像することができます。晝でも暗い、ふくろの鳴いてゐる、木の根の出でる、あの街道を自轉車で夜走る、ほんとうに親不孝でした。それでも其の夜無事に歸へることは歸へりましたが、もうこれから一切自轉車に乗つてはならぬと嚴

命されました。ところで其の後しばらくは自轉車に乗りませんでしたが、宇都宮の練兵場に所澤から飛行機が飛んで来たことがあります。それを見に、だまつて自轉車に乗つて行つたのであります。その夜から父はほんとうにおこつて一ヶ月の餘も同じ家に居りながら私に言葉を一言もかけませんでした。とうと母が見かねて私にあやまらせて許して貰いました。子も子であります。

その自轉車も其の後人にやつてしまわれてもうありません、父はもう亡くなられて既に先月父の三年忌のお祭を私はしました。

其の頃、私は今日道路技術者になつてゐやうとは夢にも思はぬことありました。こんど偶々日光街道の杉並木の寫真を見つけて當時のことを思ひ出し、昔し懷しの情にかれ日光街道の杉並木と題し、ベンを取つたのであります。が、前書の方が永くなりすぎて誠に相濟みません。



普通日光街道と申しますのは日光東街道のことでありし

て其の里程と驛の名とは次のやうなものであります。

江戸より日光道中

日本橋

二里

千住

二里七丁

草加

一里卅丁

越ヶ谷

二里卅丁

柏壁

一里半

杉戸

一里半

幸手

一里廿二丁

栗橋

二里

中田

一里半

古河

廿九丁

野木

二里

間々田

一里廿五丁

小山

十九丁

新田

一里半

小金井

二里

石橋

一里半

雀の宮

一里三丁

宇都宮

一里

野澤

一里半

徳一郎

一里

大澤

二里

今市

二里

鉢石

十丁

日光

一里半

となつてゐますが、この他に小山から前述の道路と分れるものがあります。小山からの里程と驛名を擧げますと

小山

一里半

飯塚

一里廿四丁

王生

二里卅八丁

榆木

一里八丁

鹿沼

二里

文挟

板橋

今市

鉢  
石

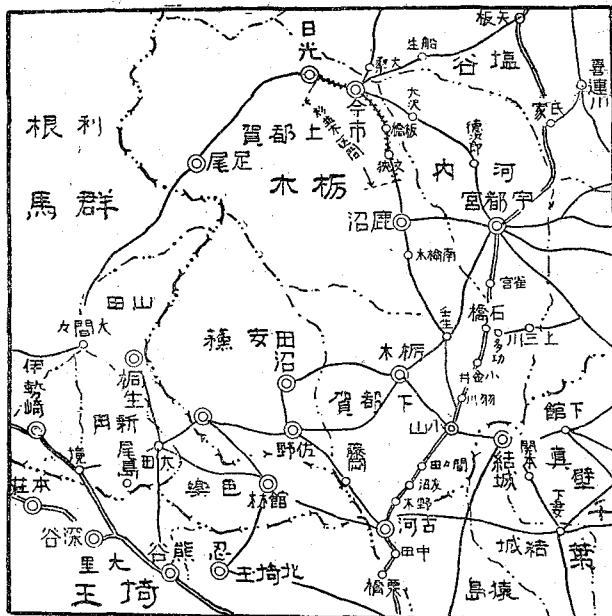
二里

以上であります。これは私の持つてゐる享和年頃の日光街道

のことを書いた桂山先生の旅行記「日光驛程見聞雑記」と云ふ  
本に書いてあります。又例幣使

街道と云ふのがありますて此の  
道路は古くから開通してゐた  
のでありますが、元和三年東照  
宮の靈柩を久能山から日光に移  
す時に修理を加へて立派な街道  
にしたので、其の後正保三年恒

例例幣使の派遣せられるやうになつてからは一層重要視されやうになつたのであります。



路面の幅員は約三間で兩側に並木敷がありまして、其の片側の幅は二間乃至十三間であります。この杉並木のある延

長は五里二十五町九間であり  
まして箇所は別圖を参照して  
頂きたいと思ひます。日光驛

富岡村 武子村 小倉村

古河より續きて是迄は大抵松の並木街道左右にあり是より御神領にて左右杉の並木なり。右のかた高き所に、高さ五尺計り幅尺五寸もある石表あり。

下野國都賀郡小倉村同國河内郡大澤村同國  
同郡大桑村自此三所乃至日光二十餘里間植

杉於路傍左右並山中十餘里以奉寄進東照宮

東照宮

慶安元年成子四月十七日

從五位下松平右衛門大夫源正綱

かく鑄てあり。嚮に松平彈正忠話れしは、此文左まで  
の事もなけれども羅山を先祖の頼で認め貰ひたりしと  
也行過ぎて土人に聞に此石表の裡に篠原善兵衛、圓城  
市郎左衛門と云ふ名跡てあり。是は古の櫻本院の家老  
の子孫と云ふ

後略

未だに其の石碑があるかどうか見に行きたいと思つて  
ます。若し御存じのかたがありましたら寫眞でも願ひたい  
ものであります。

寛永の初年頃から廿餘年間もかゝつて三州豊橋の城主松  
平右衛門大夫正綱は此の植樹を東照宮に寄進したのであり  
ます。

その維持保存の方法を述べますと松平正綱がこの並木を

寄進してからずつと明治の維新までは日光奉行が一切これ  
を監督し並木のある地方の人民に其の管理をさせ枯損根返  
り等の生じた時には一々其の持場主から届けさせ、伐採し  
た木は御本坊の修理用に供したり、又は奉行等の假宅の修  
繕に、或は其の村に給して橋梁等普請に用つて居りました。  
維新になつてから是等の並木は其の土地と共に一旦國有に  
なりましたが、明治三十八年四月十二日に並木は東照宮に  
還へされまして爾來今日まで東照宮では管理規定を設けて  
手入れをなし保存の方法を講じて居ります。その規定を舉  
けますならば

境外樹木管理規程

第一條 此ノ規定ニ於テ境外樹木ト稱スルハ假定縣道日  
光東街道同西街道及會津西街道ニ屬スル東照宮所有ノ樹木

ヲ謂フ

第二條 境外樹木ハ毎年一回以上手入及植継ヲ爲シ永遠

ニ之ヲ保存スルモノトス

第三條 境外樹木ノ保護及取締ヲ爲サシムル爲メニ看守

人五名ヲ置ク其擔當區域左ノ如シ

第一區 日光町大字日光字松原町尻ヨリ大字野口地内字

テ其ノ収益ノ十分ノ一ヲ栃木縣廳へ納付スルモノトス  
第五條 前條ノ樹木ヲ賣却シタルトキハ敷地使用料トシ

十文字マデ

二十五町 一人

第六條 此規程ヲ變更セントスルトキハ栃木縣知事ノ認

第二區 野口地内字十文字ヨリ今市町マデ

十三町

可テ受クルモノトス

今市町尻ヨリ大澤村大字森友界マデ

八町

今市町尻ヨリ落合村大字闇神界マデ 一里十町

◇

今市町大谷向ヨリ倉崎新田界マデ北側

六町二十六間 一人

追記

第三區 大澤村大字森友今市界ヨリ大字山口界マデ

一里二十八丁四間 一人

第四區 落合村大字明神今市界ヨリ大字小倉界石マデ

二里 一人

第五區 今市界ヨリ豐岡村大字大桑マデ

三十四町十七間 一人

第四條 境外樹木ハ枯損及障害木ノ外之レヲ伐採セザル

モノトス。枯損及障害木ヲ伐採セントスルトキハ朽木縣知事ノ許可ヲ受クルモノトス

出で櫟木、鹿沼を經て日光に行つたものか、或は熊谷町にて中仙道を分れて太田町、福居、富田、佐野町、和泉、栃木町にて榆木、鹿沼を經て日光に到るものと何れがほんとうかを、若し御存じの方があれましたら夫を記載してある書名と共にお知らせ下さいませ。尙「境外樹木管理規程」中の日光西街道及會津西街道と云ふのは何處を通る道路かもお知らせ願ひます。